

総務常任委員会会議録

令和6年9月26日

寒 川 町 議 会

出席委員 黒沢委員長、茂内副委員長
山田委員、柳田委員、山上委員、青木委員、小泉委員、岸本委員
天利議長

説明者 三橋総務部長、伊藤総務課長、辻井主査

案 件
(付託議案)

1. 議案第56号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

午前11時40分 開会

【黒沢委員長】 皆様、こんにちは。ただいま本会議の休憩中ではございますが、これより総務常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案1件でございます。議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明していただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒沢委員長】 ご異議ないようでございます。

それでは、執行部入室まで暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第56号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。本議案につきまして説明を求めます。

三橋総務部長。

【三橋総務部長】 改めまして、皆さん、こんにちは。それでは、付託議案議案第56号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について審査をお願いいたします。説明につきましては伊藤総務課長より、質疑に対しましては出席職員で対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 それでは、議案第56号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてご説明させていただきます。本会議における総務部長の説明と重複する部分がございますが、よろしくお願いいたします。

背景となりますが、令和4年6月17日に公布された刑法等の一部を改正する法律により刑法の一部改正があり、刑法における刑罰のうち懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されたことから、懲役及び禁錮の字句を規定している町条例について、条文の整理を図るため提案するものでございます。

なお、本案は条立てとなっており、影響を受ける8つの条例を一括して改正するものとなっております。

それでは、改正内容について新旧対照表でご説明させていただきます。タブレット資料10分の5ページの新旧対照表をご覧ください。第1条関係は、寒川町職員の分限に関する条例の一部改正でございます。職員の失職の例外に関する規定ですが、第8条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

次に、タブレット資料10分の5ページから10分の6ページの第2条関係は、寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正です。第17条の2は、一般職の職員の期末手当の支給に関し、支給しない者に関する規定、第17条の3は、期末手当の支給の一時差し止め等に関する規定ですが、第17条の2第3号及び第4号並びに10分の6ページの第17条の3第1項第1号及び第3項第1号中の「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

次に、タブレット資料10分の6ページから10分の7ページの第3条関係は、寒川町表彰条例の一部改正です。表彰資格の停止等に関する規定ですが、第12条第1項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

次に、タブレット資料10分の7ページの第4条関係は、寒川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正です。退職報償金支給の制限に関し、支給しない者に関する規定ですが、第6条第1号中「禁こ」を「拘禁刑」に改めます。

次に、同ページの第5条関係は、寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正です。欠格事項として団員となることができない者に関する規定ですが、第5条第1号中「禁こ」を「拘禁刑」に改めます。

次に、タブレット資料10分の7ページから10分の8ページの第6条関係は、寒川町情報公開条例の一部改正です。情報公開審査会の委員が職務上知り得た秘密を洩らした場合の罰則規定ですが、第34条中「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

続きまして、タブレット資料10分の8ページの第7条関係は、寒川町個人情報保護法施行条例の一部改正です。附則第6項及び第7項は、罰則規定でございますが、附則第6項及び第7項中の「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

タブレット資料10分の8ページから10分の9ページの第8条関係は、寒川町個人情報保護審査会条例の一部改正です。個人情報保護審査会の委員が職務上知り得た秘密を洩らした場合の罰則規定ですが、第12条及び附則第5項中の「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

最後に、タブレット資料10分の9ページから10分の10ページは、本条例の改正附則ですが、5項立てとなっています。まず附則第1項として、条例の施行期日を刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行すると定めております。次に、附則第2項及び第3項は、罰則の適用等に関する経過措置を定めています。

続きまして、10分の10ページの附則第4項は、人の資格に関する経過措置を定めています。

次に、附則第5項は、先ほど第2条関係でご説明した寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置を定めております。附則第2項から第5項の経過措置により改正前後においての取扱いにそごが生じないようにしておるものです。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

小泉委員。

【小泉委員】　今回は各種条例の改正となりますが、例規集を見てみますと、条例以外にも施行規則ですとか、施行細則、もしくは要綱等にも、懲役ですとか、禁錮とか、そういう文言が入っているものが多々あるかなと思うのですが、こちらの改正というのは、時期的にはどのようにこれから進めていくのでしょうか。

【黒沢委員長】　伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】　ご指摘のありました他の例規に関する改正につきましては、基本的には所管に指示を出させていただきまして、必要な改正を行っていくということになろうかと思います。

【黒沢委員長】　小泉委員。

【小泉委員】　これも今回の条例改正に合わせて同じぐらいのタイミングで行っていくというような認識でよろしいのでしょうか。それとももうちょっと時間差は出ていくということでもよろしいのでしょうか。今回の刑法改正が施行されたところでは、実際には各要綱等も直していかなければならないのではないかなと思うのですが、そこらはいかがでしょうか。

【黒沢委員長】　辻井主査。

【辻井主査】　ただいまご質疑いただきました規則その他の規定の改正については、来年の刑法の改正の施行日までの間において適宜適切なタイミングでなるべく早急に対応できる部分については速やかに対応していくという形で考えております。

【黒沢委員長】　他に質疑はございませんか。

山田委員。

【山田委員】　今回の条例改正ですけど、刑法等の一部改正に伴うことなんですけど、これは実際禁錮と懲役というものが拘禁刑という形で一緒になるということだと思んですけど、禁錮刑と懲役刑の中身に関して、町としては、国会の論戦を見ても刑法が厳しくなるんじゃないかと、いろいろあったと思んですけど、法律の中身に関してちゃんと把握されているのかどうかお聞きします。

【黒沢委員長】　答えられますか。町としてしっかり把握しているかどうかというところ、その是非については、町では言えないと思うので。

伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】　法改正の部分につきましては、実際今回の議案としての部分につきましては、拘禁刑が新たにできまして、懲役刑と禁錮刑がなくなってしまうということになっております。実際に懲役について、過去の部分については、自由を制限する刑罰で自由刑の1つということになろうかと思うんですが、懲役刑については、刑務所に入ってしまった中で所定の刑務作業等を行うという中、禁錮については、実際には施設には入れますが、希望に応じて刑務作業を行うという実態になっているかと思ひます。実際今回送致されて拘禁刑というところで、受刑者の方に刑務所にお入りいただいた中で、改善更生を図るために必要な作業を行わせたり、また必要な指導を行うという中で、各受刑者の特性に応じて処遇、改善更生、または再犯防止というようなところを図るために、より柔軟な処遇の実施が可能になったという認識でおります。

以上です。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。法律の関係はしっかり把握されているということで、了解しましたので、以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。大変にご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日総務常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後討論、採決の予定でございますけれども、討論のための休憩についてはいかがいたしましょうか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 このまま進めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、これより討論に入ります。議案第56号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について討論はありませんか。まず原案に対して反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、討論なしということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒沢委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 挙手全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を終了いたします。大変にご苦労さまでした。また、ありがとうございました。

午前11時53分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長